

飼料用米等を組み合わせた水田農業経営安定対策補助金交付要綱

制 定 令和7年3月31日付け 農山第818号
一部改正 令和8年3月16日付け 農山第848号

(趣旨)

第1 主食用米の増産を受け、麦・大豆・飼料用米等の転換作物の作付面積が縮小し、供給不足による実需者との取引継続が危ぶまれている。

このため、主食用米から戦略作物等への作付転換及び実需者との取引の継続・強化を図る取組を支援するとともに水田を有効活用し安定した経営を維持していく必要がある。

今後、転換作物の生産を拡大するに当たっては、エネルギー・物価高騰による資材等のコスト増加が障壁となっている。

このような状況に対応するため、地域農業再生協議会（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅱの1に定める農業再生協議会をいう。以下同じ。）が実施する需要のある作物への転換や、セーフティネットへの加入促進等、農業経営を継続・安定させるために必要な取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。また、その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業区分、補助率等)

第2 事業費補助金の補助事業区分は、（1）地域における需要に応じた生産のしくみづくり支援、（2）実需者との連携による転換作物生産支援（取引継続支援）とし、事業に係る手続きについては補助事業区分毎に行うものとする。

2 補助対象経費、事業実施主体及び補助率等は、別表1に定めるところによる。

3 算出された交付額に千円未満が生じた場合は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3 事業実施主体が、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、様式第1号（交付申請書）を知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(変更交付申請)

第4 事業実施主体が、規則第9条第1項に規定された、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、様式第2号の取り扱いに定められた変更承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。なお、重要な変更以外の軽微な変更については、別途指示を受けるものとする。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 事業区分ごとの補助対象経費を増額する場合又は 20 パーセントを超えて減額する場合
- (3) その他知事が必要と認める場合

(概算払請求)

第 5 事業実施主体が概算払により補助金の交付を受けようとするときは、様式第 3 号による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 6 事業実施主体が規則第 10 条の規定により提出する実績報告書は、様式第 4 号によるものとし、提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。ただし、補助金の全額が概算払により交付された場合は、交付決定を受けた年度の翌年度の 4 月 30 日とする。

2 事業実施主体は、実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 7 規則第 13 条第 1 項第 4 号の規定に基づき知事が指定する財産は、全ての機械及び器具とする。

2 規則第 13 条第 2 項に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

(消費税等仕入控除税額の確定)

第 8 知事は、第 3 の 2 ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 事業実施主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 5 号による報告書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(区分経理)

第 9 事業実施主体は、当該補助金の補助対象事業に係る会計と他の事業に係る会計を区分して経理を行うものとする。

(帳簿等の保存)

第 10 補助事業を実施するに当たっては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(様式第 6 号)その他関係書類を整備保管しなければならない。

(その他)

第 11 事業実施主体が本事業の実施に当たって業務の委託や物品の調達等を行う場合、県内中小事業者に発注するように努めるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、この補助金を交付する事業を実施するにあたり必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 3 月 16 日付け農山第 8 4 8 号)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

事業区分	事業内容及び対象経費	事業実施主体 (交付先)	補助率等
(1) 地域における需要に応じた生産のしくみづくり支援	<p>需要と結びついた作物生産や耕畜連携のしくみづくり、セーフティネット加入促進に取り組む地域農業再生協議会の活動を支援。</p> <p><対象となる取組></p> <p>① 需要と結びついた作物への農業者の誘導</p> <p>② 作物作付動向の把握</p> <p>③ 主食用米や他作物の販路開拓活動</p> <p>④ WCSや飼料用米の耕種・畜産による取組拡大計画の協議</p> <p>⑤ セーフティネット加入促進 等</p> <p>※対象経費は別表2のとおり</p>	地域農業再生協議会	補助率：1/2 以内 補助上限額：50 万円
(2) 実需者との連携による転換作物生産支援(取引継続支援)	<p>経営所得安定対策実施要綱のⅣの第2の1の(6)の①戦略作物助成(麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米)及び、②産地交付金(新市場開拓用米、そば)の対象面積(以下「転換作物作付面積」)を拡大した生産者に対して、面積の拡大に応じた助成を行う取組及びその実施に要する事務経費を支援。</p> <p>なお、生産者ごとに転換作物作付面積(対象作物の合計)の前年度からの拡大面積を助成対象面積とする。</p> <p>※前年度より10a以上拡大する生産者に限る。</p> <p>※生産者が新たに組織化した場合は構成員の前年度転換作物作付面積の総和を比較対象とする。また、法人化や経営継承等で交付対象が変更された場合も同様に前年度の実質的な作付面積を比較対象とする。</p> <p>※面積は、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成及び産地交付金の交付対象面積を用いる。</p> <p>※経営所得安定対策実施要綱のⅣの第2の1の(9)の②、③、④により水田活用の直接支払交付金の交付対象とならない場合は本支援の対象外とする。</p> <p>【要件】</p> <p>生産者は実需者と定期的な情報交換を行い、持続的な取引を図ること。または、実需者との取引を地域のJA等が担う場合は、実需者との情報交換内容を生産者へ定期的に伝達すること。</p>	地域農業再生協議会	<p>支援単価：5,000円/10a</p> <p>※交付額は生産者ごとに千円未満切捨て(千円に満たない生産者は対象外)。</p> <p>※予算が不足する場合は支援単価を一律減額して調整する。</p>

	<p><推進事務費> 事業を実施するために必要な事務経費を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産者への振込手数料等 		
--	---	--	--

別表2 地域における需要に応じた生産のしくみづくり支援対象経費

区 分	内 容
報 酬	会計年度任用職員等（事務処理、軽作業等の報酬）
共 済 費	報酬等に係る社会保険料
報 償 費	講師謝礼、視察料等
旅 費	普通旅費
需 用 費	消耗品費、光熱水費、印刷製本費、会議費等
役 務 費	通信運搬費、手数料
委 託 料	各種調査等に係る事務のうち、その事務の一部又はすべてを国、都道府県及び地域農業再生協議会構成機関等職員等以外の者に委託する場合の当該委託料
使用料及び賃借料	建物、機械・器具、自動車等の借り上げ料及び損料
備 品 購 入 費	資料として必要な図書等の購入経費（その合計額は、50万円未満とする）
負 担 金	研修負担金、イベント等参加負担金
そ の 他	上記以外のもので事業遂行上特に必要と認める機械及び器具等

事業の採択及び配分基準等について

1 飼料用米等を組み合わせた水田農業経営安定対策補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表1の（1）地域における需要に応じた生産のしくみづくり支援の採択及び予算額の配分については、以下のとおりとする。

（1）島根県農林水産部長（以下「農林水産部長」という。）は、事業実施前に本事業の実施に対する要望調査を実施し、要望合計額が予算額を下回る場合には要望額を当該地域農業再生協議会へ配分し、要望合計額が予算額を上回る場合には予算額の範囲内に収まるまで補助上限額を減額してから予算額を配分する。

2 交付要綱別表1の（2）実需者との連携による転換作物生産支援（取引継続支援）の採択及び予算額の配分については、以下のとおりとする。

（1）農林水産部長は、事業実施前に本事業の実施に対する要望調査を実施する。地域農業再生協議会は、本事業を実施しようとするときは、別記様式第2号により事業実施計画書を作成し、別に定める日までに農林水産部長へ提出する。要望合計額が予算額を上回る場合には、支援単価を予算額の範囲内に収まるまで一律減額してから予算を配分する。